

平成 23 年 11 月 25 日

各 位

本社所在地 東京都港区高輪 2-18-10
会 社 名 **レカムホールディングス株式会社**
代 表 者 名 代表取締役社長 伊 藤 秀 博
(コード番号:3323 大証 J A S D A Q S)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員経営管理本部長
川 畑 大 輔
(TEL : 03-6275-0700)
(URL <http://www.recomm.co.jp>)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 25 日開催の取締役会において、当社の取締役および監査役ならびに当社の使用人および当社子会社の取締役および使用人に対し、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに当社取締役および監査役に対し報酬として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 23 年 12 月 21 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役および監査役ならびに当社の使用人および当社子会社の取締役および使用人に対して業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気および株主重視の経営意識を高めるために、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役および監査役ならびに当社の使用人および当社子会社の取締役および使用人に割当てるといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式 6,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による 1 株未満の端数は切捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権発効日後に当社が合併または会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合等、上記の目的となる株式数の調整が必要な場合には、合理的な範囲内で目的となる株式数を調整する。

(2) 新株予約権の総数

6,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たり普通株式 1 株) このうち、当社取締役および監査役に割当てする新株予約権の個数は 1,000 個を上限とする。ただし、上記(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」とする。）は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所 J A S D A Q における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権にかかる募集事項を決定する取締役会決議の日後 2 年を経過した日から 5 年間とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人であることを要する。ただし、当社の役員が任期満了により退任した場合その他当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権の譲渡、質入その他の担保設定は認めない。

③ その他新株予約権の割当てに関する条件については、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定める。

(8) 新株予約権の取得

当社は、新株予約権の割当てを受けたものが新株予約権割当契約書に定める権利を行使できる条件に該当しなくなった場合には、その新株予約権を無償で取得する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10) その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議において定めるものとする。

4. 取締役および監査役の報酬等の具体的な算出方法

当社取締役および監査役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権 1 個あたりの公正価額に、割当日において在任する取締役および監査役に割り当てる新株予約権の総数（1,000 個以内）を乗じた額といたします。

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算出いたします。

(注) なお、上記の決定は、平成 23 年 12 月 21 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上